

## 中古住宅適合証明申請書

## 【フラット35】リノベ

(第一面)

- 独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準、手続及び申請者確認事項を了承するとともに、申請書第二面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、次のとおり物件検査及び適合証明を申請します。(注1)  
なお、売主名その他第三者に関する情報については、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得し、かつ、本人の同意を得た上で、提供します。
- 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します(代理者欄が記載された場合に限ります。)。

検査機関名

御中

申請者	氏名 又は 名称 〒( )	フリガナ 住所:		
	TEL ( ) - ( ) - ( )	FAX ( ) - ( ) - ( )	担当者名: (事業者の場合)	
代理者 (申請者以外が手続 する場合に限り記入)	氏名 又は 名称 〒( )	フリガナ 住所:		
	TEL ( ) - ( ) - ( )	FAX ( ) - ( ) - ( )	担当者名: (事業者の場合)	
手数料 請求先	<input type="checkbox"/> 申請者 <input type="checkbox"/> 代理者	<input type="checkbox"/> その他 ➡ 会社名: 住所: 〒( ) - ( )	所属/担当者名:	連絡先:
建物の所在地	地名地番			
	住居表示			
建物又は団地の名称 (マンションの場合)			住宅番号(注2)	号
不動産仲介業者名又は リフォーム業者等名	担当者 ( ) TEL. ( )-( )-( )			
住宅の取得及びリフォーム工 事実施の主体	<input type="checkbox"/> 個人が住宅を取得してリフォーム工事を実施 <input type="checkbox"/> 宅地建物取引業者が住宅を取得してリフォーム工事を実施			
住宅の種類(注3)	<input type="checkbox"/> 一戸建て等	<input type="checkbox"/> マンション	<input type="checkbox"/> 併用住宅区分	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅
戸建型式	<input type="checkbox"/> 一戸建て	<input type="checkbox"/> 重ね建て	<input type="checkbox"/> 連続建て	<input type="checkbox"/> 共同建て
【フラット35】リノベの種別	<input type="checkbox"/> 1.【優良な住宅基準】(金利Bプラン) <input type="checkbox"/> 2.【特に優良な住宅基準】(金利Aプラン) <input type="checkbox"/> 3.左記以外(注4)			
<種別が1又は2の場合> 維持保全に係る措置 に関する提出書類	<input type="checkbox"/> 融資対象住宅のインスペクション結果に係る書類 <input type="checkbox"/> 住宅の瑕疵又はリフォーム工事実施箇所の保証に係る書類 <input type="checkbox"/> 住宅の維持保全計画に係る書類 <input type="checkbox"/> リフォーム工事に係る住宅履歴情報の保存に係る書類 <input type="checkbox"/> 事前確認時に提出済み			
工事着工日	令和 年 月 日	工事完了日	令和 年 月 日	
現地調査希望日	令和 年 月 日	適合証明書 交付希望日	令和 年 月 日	

備考

※検査機関受付欄	※検査者等名	※決裁者名	※整理簿等記録照合欄	※判定欄			
				(証明年月日及び番号) 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 第 <input type="text"/> 号			
				※備考欄			

(注1) 必ず、第二面の「申請者確認事項」及び「個人情報の取扱い」をご確認ください。

(注2) 同一棟内における複数の住戸の申請を行う場合で住宅番号以外の申請内容が同じときは、申請を行う住宅番号をまとめた表を添付することにより第一面及び第二面は各1部提出することで差し支えありません。

(注3) 「一戸建て等」:一戸建て、連続建て、重ね建て及び地上階数2以下の中間建の住宅

「マンション」:地上階数3以上の共同建ての住宅(構造が耐火構造(性能耐火含む。)又は準耐火構造)

(注4) 宅地建物取引業者が住宅を取得してリフォーム工事を実施する場合、「3.左記以外」は選択できません。

# 中古住宅適合証明申請書

【フラット35】リノベ

(第二面)

## &lt;申請者確認事項&gt;

- 1 独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の証券化支援事業を活用した民間金融機関の住宅ローン(以下「フラット35」といいます。)の利用に際しては、機構の定める次の要件に該当する必要があることについて承知しており、これらの要件についてフラット35のご案内等により確認しています。
  - (1) 機構のフラット35に適用される技術的基準に適合していること。
  - (2) 住宅の床面積、表示登記の時期、購入価額、人の居住等についての要件に適合していること。
- 2 申請住宅についての適合証明は、機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、申請者に対して住宅の瑕疵がないこと及び住宅の性能を保証するものではないことを承知しています。
- 3 申請住宅についての適合証明は、建築基準法への適合を証明するものではないことを承知しています。また、建築基準法に不適合な場合等は融資の対象とならないことがあることを承知しています。
- 4 申請者と住宅の居住者が異なるときは、現地調査日までに居住者の了承を得ます。
- 5 検査途中の段階で、当該物件が要件に不適合であることが判明した等の場合は、それ以降の検査は行わず、それまでの検査費用について精算する場合があることを承知しています。
- 6 発行後の適合証明書の有効期間は、一戸建て等の場合は現地調査日から1年間、マンションの場合は現地調査日から5年間(適合証明受理日において竣工から5年以内の場合)又は3年間(適合証明受理日において竣工から5年超の場合)であることを承知しています。
- 7 当該住宅の検査に伴いキズ等が生じた場合であっても、補修等を求めることがあります。
- 8 【フラット35】リノベの利用に当たっては、金融機関への申込期間が定められており、当該申込期間内に借入申込みを行う必要があることを承知しています。
- 9 フラット35の技術基準に不適合な場合は融資の対象とならないことを承知しています。

## &lt;個人情報の取扱い&gt;

- 1 個人情報を利用する業務の内容及び目的  
検査機関は、個人情報の保護に関する法令に基づき、申請者(以下「お客さま」といいます。)から提供を受けた個人情報を次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。
  - (1) 業務内容
    - ア 住宅に関する検査を行い、機構のフラット35に適用される技術的基準に適合することを証明する業務(以下「適合証明業務」といいます。)
    - イ その他これらに付随する業務
  - (2) 利用目的
 

物件検査及び適合証明の申請に際して取得した個人情報は、次の目的で利用します。

    - ア 検査機関が行う適合証明業務の実施のため(同一建築物内の他の住宅について適合証明業務を実施する場合において、個人情報のうち、当該建築物全体に関する検査の結果を利用することを含みます。)
    - イ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
    - ウ その他お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- 2 機構等への個人情報の提供  
検査機関は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第27条第1項各号に掲げる場合を除き、お客さまから提供を受けた個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、個人情報の保護に関する法令に基づくお客さまの同意を得た上で、次表に示すとおり利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を機関等に提供することがあります。

個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報
機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のため に必要な情報の収集等</li> <li>・機構が行う【フラット35】リノベに関する債権の譲受け又は保険・保証の対象となる住宅等の審査及びその他の事務</li> <li>・住宅ローンや住宅関連の情報提供・市場調査 や分析・統計の実施</li> <li>・アンケートの実施等による機構に関連する商品やサービスの研究・開発</li> </ul>	中古住宅適合申請書に記載されたお客さまの属性等(氏名、住所、電話番号等)、申請に関する住宅情報(所在地、構造、面積、仕様、検査の結果等)
申請住宅について機関の【フラット35】リノベの融資の申込みを行う金融機関	・【フラット35】リノベに関する債権の譲渡又は保 險・保証に関する事務	
機関と協定を締結し、適合証明業務を行う検査機関	・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のため に必要な情報の収集等	

**中古住宅適合証明申請書**  
**中古住宅適合証明書付表1**  
**【フラット35】リノベ**  
(第三面)

**リフォーム工事の内容**

1.リフォーム工事施工者		氏名又は名称									
		電話番号		( )-( )-( )							
		担当者									
2.建築確認申請の有無		<input type="checkbox"/> 1.有 <input type="checkbox"/> 2.無									
3.リフォーム工事の概要		<input type="checkbox"/> 1.修繕等工事 <input type="checkbox"/> 2.増改築工事									
性能の向上に資するリフォーム工事 (複数選択可)		<input type="checkbox"/> 1.省エネルギー性の向上に資するリフォーム工事		<input type="checkbox"/> 2.耐震性の向上に資するリフォーム工事							
		<input type="checkbox"/> 3.バリアフリー性の向上に資するリフォーム工事		<input type="checkbox"/> 4.耐久性・可変性の向上に資するリフォーム工事							
工事費の合計額		万円 (税込み、1万円未満は切り捨てて記載)									
修繕等工事の詳細 (例:壁面の内装工事、窓サッシの交換工事、給湯器の交換工事)		居間	工事内容 [ ]								
		食事室	工事内容 [ ]								
		台所	工事内容 [ ]								
		寝室 その他居室	工事内容 [ ]								
		洗面 浴室	工事内容 [ ]								
		便所	工事内容 [ ]								
		その他	工事箇所・ 工事内容 [ ]								
		その他	工事箇所・ 工事内容 [ ]								
		その他	工事箇所・ 工事内容 [ ]								
		その他	工事箇所・ 工事内容 [ ]								
増改築工事 の詳細 (増改築工事を 行った場合に限 る。)		工事 箇所	□1.居間 □2.食事室 □3.台所 □4.寝室その他居室 □5.洗面・浴室 □6.便所 □7.その他( )		住宅 の 床 面 積	リフォーム工事前 建物の面積	a. 住宅部分面積	.	.	.	m <sup>2</sup>
			b. 増築面積	.			.	.	m <sup>2</sup>		
c. 改築面積	.	.	.	m <sup>2</sup>							
d. 除去面積(改築による除去を含む)	.	.	.	m <sup>2</sup>							
e. 住宅部分面積(a+b+c-d)	.	.	.	m <sup>2</sup>							
f. 非住宅部分等	.	.	.	m <sup>2</sup>							
リフォーム工事後における 住宅の性能 【フラット35】リノベの種別が 【特に優良な住宅基準】(金利A プラン)の場合に限る。)		<input type="checkbox"/> 1.省エネルギー性      ( <input type="checkbox"/> 断熱等性能等級4(注1)かつ一次エネルギー消費量等級6 <input type="checkbox"/> 断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級4(注1)以上 <input type="checkbox"/> 認定低炭素住宅等(注2) <input type="checkbox"/> 性能向上計画認定住宅(注3) )									
		<input type="checkbox"/> 2.耐震性      ( <input type="checkbox"/> 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上 <input type="checkbox"/> 免震建築物 )									
		<input type="checkbox"/> 3.バリアフリー性(高齢者等配慮対策等級3以上)									
		<input type="checkbox"/> 4.耐久性・可変性      ( <input type="checkbox"/> 劣化対策等級3以上等 (注4) <input type="checkbox"/> 長期優良住宅(注5) )									
備考											

(注1) 断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4の基準は、それぞれ建築物エネルギー消費性能基準に代えることができます。

(注2) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の規定により集約都市開発事業計画が認定された住宅を含みます。

また、令和4年10月1日改正後の建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準に適合する住宅に限ります。

(注3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅をいいます。

また、令和4年10月1日改正後の建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものに限ります。

(注4) 劣化対策等級3以上等 : 評価方法基準による劣化対策等級3、維持管理対策等級2以上及び一定の更新対策(一戸建て以外の場合に限ります。)が必要

長期優良住宅の認定が取り消されたものではないことを確認してください。取り消されている場合は、フラット35リノベ(金利Aプラン)を利用できません。

また、令和4年10月1日改正前の長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準に適合するものを含みます。

中古住宅適合証明申請書  
中古住宅適合証明書付表2  
【フラット35】リノベ  
(第四面)

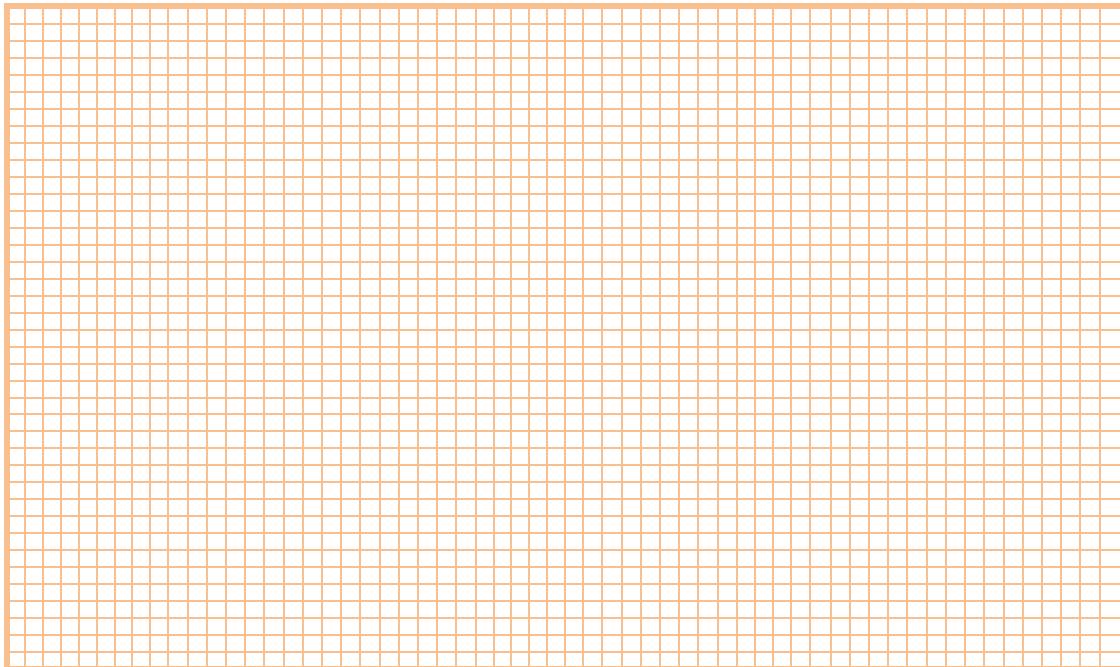
住宅番号※	
-------	--

※マンションの場合に限ります。

※申請に係るリフォーム工事箇所（性能の向上に資するリフォーム工事以外の工事箇所を含みます。）について、工事後の写真を貼り付けてください。

※間取り図等が本書式内に収まらない場合は、別紙として提出しても構いません。  
別紙で提出する場合は、その旨を本書式に明記してください。

1 写真撮影箇所（工事後の間取り図等をコピーし、写真撮影した場所を図示してください。）



2 建物全体の外観写真（リフォーム工事後）



# 中古住宅適合証明申請書 中古住宅適合証明書付表3

## 【フラット35】リノベ

(第五面)

住宅番号※	
-------	--

※マンションの場合に限ります。

※申請に係るリフォーム工事箇所（性能の向上に資するリフォーム工事以外の工事箇所を含みます。）  
について、工事後の写真を貼り付けてください。

※本用紙はリフォーム工事実施箇所数に応じ、適宜コピーしてご利用ください。

※全ての写真の撮影時には、黒板等に以下の情報を記載した上で、一緒に撮影すること。  
(写真加工ソフト等による追加記載は不可)

一戸建て等：①撮影日、②建物の所在地（地名地番又は住居表示）  
マンション：①撮影日、②マンション名、③住戸番号

### ◆ リフォーム工事実施箇所(工事後)



### ◆ リフォーム工事実施箇所(工事後)



中古住宅適合証明申請書  
中古住宅適合証明書付表4  
【フラット35】リノベ  
(第六面)

住宅番号※	
-------	--

※マンションの場合に限ります。

※申請に係るリフォーム工事箇所（性能の向上に資するリフォーム工事以外の工事箇所を含みます。）について、工事中の写真を貼り付けてください。

（断熱改修工事、耐震改修工事など工事後に工事内容を確認できない工事箇所に限ります。）

※本用紙はリフォーム工事実施箇所数に応じ、適宜コピーしてご利用ください。

※全ての写真の撮影時には、黒板等に以下の情報を記載した上で、一緒に撮影すること。

（写真加工ソフト等による追加記載は不可）

一戸建て等：①撮影日、②建物の所在地（地名地番又は住居表示）

マンション：①撮影日、②マンション名、③住戸番号

◆ リフォーム工事実施箇所（工事中）



◆ リフォーム工事実施箇所（工事中）



中古住宅適合証明申請書  
中古住宅適合証明書付表5  
【フラット35】リノベ  
(第七面)

住宅番号※

※マンションの場合に限ります。

※申請に係るリフォーム工事箇所（性能の向上に資するリフォーム工事以外の工事箇所を含みます。）について、工事前の写真を貼り付けてください。

※本用紙はリフォーム工事実施箇所数に応じ、適宜コピーしてご利用ください。

※全ての写真の撮影時には、黒板等に以下の情報を記載した上で、一緒に撮影すること。  
(写真加工ソフト等による追加記載は不可)

一戸建て等：①撮影日、②建物の所在地（地名地番又は住居表示）

マンション：①撮影日、②マンション名、③住戸番号

◆ リフォーム工事実施箇所（工事前）



◆ リフォーム工事実施箇所（工事前）

